

富山市公募提案型協働事業負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市公募提案型協働事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づく事業を実施するにあたり、市が交付する負担金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 負担金の交付対象事業は、実施要綱第7条の規定により採択された実施事業とする。

(交付対象者)

第3条 負担金の交付対象者は、実施要綱第10条の規定により協定を締結した事業実施者とする。

(対象経費)

第4条 負担金の交付対象経費は、実施事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 事業実施者の人件費や事務所の維持管理に係る経費
- (2) 事業実施者の構成員に対する報償費（謝礼）
- (3) 協定を締結する前に支出した経費
- (4) 懇親会費等
- (5) パソコン、プリンタ等の他の事業においても使用可能な汎用性の高い物品の購入に要する費用

(負担金の額)

第5条 1事業における負担金の額は、対象経費の80パーセントに相当する額（千円未満切捨て）、又は30万円のいずれかの少ない額の範囲において、実施要綱第10条の協定書に定める額とする。

(負担金の交付)

第6条 市長は、実施事業が完了した後において、事業実施者の請求により負担金を交付するものとする。ただし、市長が、実施事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、負担金の全部又は一部について概算払いをすることができるものとする。

(負担金の返還)

第7条 市長は、実施要綱第13条の規定により事業の決定を取り消した場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。